

令和3年6月1日

各学区自主防災会連合会（協議会）会長 様

広島市危機管理室
（災害予防課）

新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害時の対応等の関係書類の送付について（お知らせ）

平素から、本市防災行政につきまして格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、令和2年5月22日付けで送付しました、新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害時の対応等の資料を改訂しましたので、関係資料を送付いたします。

資料について、不明な点がございましたら、危機管理室災害予防課もしくは各区地域起こし推進課まで御連絡ください。

引き続き、本市防災行政への御支援、御協力を賜りますようお願いいたします。

役員選解任時期で会長交替などがございましたら、お手数ですが、新会長へお渡しいただきますよう、お願いいたします。

（関係資料一覧）

- ・ 新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害時の対応について（お願い）
- ・ 指定緊急避難場所における新型コロナウイルス感染症対応マニュアル
- ・ 指定避難所における新型コロナウイルス感染症対応マニュアル
- ・ 別紙1 避難場所での過ごし方
- ・ 別紙2 体調不良の方へ
- ・ 別紙7 指定緊急避難場所の開設・運営チェックリスト
- ・ 別紙8 新型コロナウイルス感染症の相談窓口

※ 避難所担当職員等に送付しているマニュアル等です。別紙の一部は省略しています。

※ 大きな変更はありません。主な変更点は、蜜を避けるための受付と名簿記載場所の分割、コールセンターの電話番号の変更等です。

（その他情報提供）

- ・ 避難誘導アプリ「避難所へGo!」チラシ
- ・ （広島県作成）自主防災組織による避難の呼びかけ体制づくりマニュアル

（お問い合わせ先）

- | | | | |
|--------------|--------------|----------------|--------------|
| ・ 危機管理室災害予防課 | 082-504-2664 | ・ 安佐南区地域起こし推進課 | 082-831-4926 |
| ・ 中区地域起こし推進課 | 082-504-2820 | ・ 安佐北区地域起こし推進課 | 082-819-3905 |
| ・ 東区地域起こし推進課 | 082-568-7705 | ・ 安芸区地域起こし推進課 | 082-821-4905 |
| ・ 南区地域起こし推進課 | 082-250-8935 | ・ 佐伯区地域起こし推進課 | 082-943-9704 |
| ・ 西区地域起こし推進課 | 082-532-1023 | | |

担当：渡邊、北島
電話：082-504-2664

自主防災組織の皆様へ

広島市危機管理室
(災害予防課)

新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害時の対応について（お願い）

日頃から、本市防災行政に御理解、御協力を賜り、感謝申し上げます。

本市では新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」という。）の患者が増加し、緊急事態宣言が行われていることから、災害時の指定緊急避難場所及び指定避難所の感染症対策に、より一層留意する必要があります。

自主防災組織の皆様には、これまでも避難情報の発令に伴う早期の避難場所の開錠等に御協力いただいておりますが、今年度におきましても、本市職員が到着するまでの間の対応について、地域における感染症対策の一環として、可能な限り下記のとおりご協力くださいますようお願いいたします。

記

1 避難場所の開錠等

マスクの着用など、必要な感染症対策を講じた上で、施設の開錠をお願いします。

2 避難者の誘導

体育館等の滞在場所へ避難者を誘導してください。なお、誘導の際は以下の点について御注意の上、対応をお願いします。

- ・ 避難者の体調を確認してください（熱・咳症状などの簡単な確認のみ）
- ・ 体調が良好な方、不良の方の滞在場所を分けてください。
- ・ 世帯単位の距離をできる限り2m以上空けてください。

3 本市職員への引継ぎ

職員が到着しましたら、避難者の誘導状況等の引継ぎをお願いします。

4 添付資料

- ・（別添1）本市の避難所等における感染症対策
- ・（別添2）職員（避難場所等担当職員）対応手順概要【例：風水害】

担当：渡邊・北島
TEL：082-504-2664

本市の避難所等における感染症予防対策

1 資機材の準備

感染症対策で使用する資機材を各区役所に配備しています。資材については、あらかじめ開設する施設へ配備するか、避難情報発令時に担当職員が持参します。

【準備資機材】

マスク、手指消毒剤、非接触型体温計、テント（体調不良者用）、清掃道具一式 等

2 受付要領等を含めたマニュアル・チェックリストの整備

指定緊急避難場所において本市職員が感染症予防対策を講じることができるよう、マニュアルやチェックリストを整備するとともに、周知・徹底しています。（マニュアルに基づく対応手順の概要については、別添2のとおり）

また、指定避難所運営マニュアルについても、衛生に関する項目を追加した雛形を作成しています。

3 市民への普及啓発

広報誌「ひろしま市民と市政」や「自主防災ひろしま」、本市ホームページ等により、以下の対策について周知しています。

（避難所の過密防止）

- ・ 災害の危険性のない親戚・知人宅等への自主避難の検討（呼びかけ）

（資材不足に備えた対応）

- ・ 避難時のマスク（マスクがない場合は、ハンカチ等の代替品）、体温計持参のお願い

（避難所での感染防止）

- ・ 避難所での咳エチケット、手洗いの徹底
- ・ 避難所での三密（密閉・密集・密接）回避

※上記のほか、避難所で配布・掲示するチラシ等も準備しています。

職員（避難場所等担当職員）対応手順概要【例：風水害】

大雨注意報・洪水注意報発表	
暫定運用地域への注意喚起メール発信時、避難先や持参物のメール文案を追加して送信	
大雨警報・洪水警報発表	
全市を対象として注意喚起メール発信時、避難先や持参物のメール文案を追加して送信	
【警戒レベル3】高齢者等避難 発令	
指定緊急避難場所の開錠・開設【職員または地域住民（自主防災組織役員）等】 ※ 職員到着までの間の開錠や避難者の受け入れについては、自主防災組織へ依頼（依頼内容）・ 避難者の体調を確認する。（熱・咳症状などの簡単な確認のみ） ・ 体調が良好な方、不良の方の滞在場所を分ける。 ・ 世帯単位の距離を2m以上空ける。 ↓ （職員到着）※以下、職員により実施 開設マニュアルやチェックリストに基づく受け入れ準備 ↓ 避難者の体調を受付で確認（風邪症状、倦怠感、呼吸困難等） 発熱、咳症状等のある避難者	
（体調）良好者 ・ 受付の消毒液で手指消毒後、名簿記入（可能な限り、全員の検温を実施する。） ・ 感染症予防対策（3密回避・手指消毒・咳エチケット・健康状態の確認）を記載したチラシを避難者へ配布する。 ・ 避難者を避難場所スペースへ案内する。（世帯単位の距離が2m以上離れるように誘導する。）	（体調）不良者 ・ 受付の消毒液で手指消毒後、名簿記入（非接触型体温計で検温し、計測体温を傷病者連絡票に記録する。） ・ 別室に案内し、状況に応じて区保健センターに連絡し、その指示に従う。 ※別室が準備できない場合は、テント等で区画された待機場所へ案内する。 ・ 症状の急変などを把握するため、定期的に状況確認を行う。 ・ また、緊急的な連絡先として、受付の連絡先を伝える。

※体調不良者に対する差別等が発生しないよう、プライバシーの確保に十分留意する。

指定緊急避難場所における新型コロナウイルス感染症対応マニュアル

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、指定緊急避難場所（以下、「避難場所」という）での対応はその施設や地域の特性を考慮しつつ、区災害対策本部や協力を得られる場合は地域の自主防災組織等と相談しながら、可能な限り以下のとおり対応する。

1 開設準備

- (1) 避難収容班が2名の場合、受付担当1名、体調不良者誘導担当1名を決める。
- (2) 受付にマスク、消毒液、体温計、ボールペン、受付用パーティション、別紙1「避難場所での過ごし方」、別紙2「体調不良の方へ」、別紙3「避難者名簿（個票）」（以下、「名簿（個票）」という）、別紙3-2「避難者名簿（一覧）」（以下、「名簿（一覧）」という）、別紙4「傷病者連絡票」を準備する。受付と名簿（個票）の記入場所を分けられる場合は分ける。（受付時に名簿（個票）の記入で混雑しないようにするため）
- (3) 一般避難者用の滞在場所及び追加で開設する別室等の状況を確認する。
- (4) 体調不良者用に以下の別室の鍵を開ける。備蓄倉庫があり、準備が可能な場合は毛布及び保温シートを別室に運ぶ。（避難者が使用しない場合もあるので、袋は開けない）
 - ア ○階○○室（トイレは○階の○側のトイレを利用。便器は入口から最も近い便器のみ使用）
 - イ △階△△室（トイレは△階の△側のトイレを利用。便器は入口から最も近い便器のみ使用）
- (5) 体調不良者用の別室が確保できない場合は、避難場所（体育館等）の中で、一般避難者に滞在させる場所と離れた位置で、できるだけ換気のよい場所に体調不良者隔離用テント等を設置するなどにより、体調不良者の専用スペースを作る。
- (6) 避難者が受付に並ぶ場合に備えて2mの距離毎に養生テープ等を貼るなど、受付を待つ間の距離を保てるような工夫を施す。
- (7) 受付等のよく見える場所に、別紙1「避難場所での過ごし方」を掲示する。
- (8) 消毒液を記載台、受付、トイレの出入口付近等に設置する。
- (9) 受付準備の完了後、手指を消毒し、状況に応じてゴム手袋を着用する。

【受付等設置例】



※受付と避難者名簿の記入場所を分けられる場合は、別途、記載台等を設置する。

2 受付案内

- (1) 受付担当が避難者の体調を確認（参考「簡易問診票」を利用するなど）し、体調不良者誘導担当が体温計で避難者全員の検温を行う。発熱がある避難者や咳などの風邪症状を訴えた場合は、「3 体調不良者の対応」に沿って対応する。
- (2) 体調に問題がない場合、受付担当が避難者に受付の消毒液にて手指の消毒を促し、名簿（個票）に必要事項を記入してもらう。記入が終わったら再び手指の消毒を促す。記載台等で事前に名簿（個票）を記入している場合は、受付で名簿を受け取る。受け取ったら、右上の受付記入欄に通し番号を記入する。マスクをしていない場合は、マスクの着用を促す。
- (3) 受付担当が別紙1「避難場所での過ごし方」を渡す。また、避難場所滞在中に体調不良となった際は、速やかに受付担当に知らせるよう伝える。
- (4) 滞在所に案内し、世帯単位の距離をできる限り2m以上離すよう指示するとともに、避難場所の配置図により、可能な限り、避難者の滞在所の位置を記録する。避難者数等の把握のため、(2)の通し番号を利用する。
- (5) 避難者が多く、2m以上の距離が確保できないことが予想される場合は、早めに区災害対策本部（〇〇〇-〇〇〇〇）に避難場所の追加開設を要望する。

3 体調不良者の対応

- (1) 体調不良者誘導担当が、避難者に受付の消毒液にて手指の消毒を促し、名簿（個票）に必要事項を記入してもらう。記入が終わったら再び手指の消毒を促す。記載台等で事前に避難者名簿を記入している場合は、受付で避難者名簿を受け取る。名簿を受け取ったら、右上の受付記入欄に

通し番号を記入する。マスクをしていない場合は、マスクの着用を促す。

- (2) 別室（または体調不良者の専用スペース）に体調不良者及びその家族を案内する。
- (3) 名簿（個票）とは別に、別紙4「傷病者連絡票」（家族も含め）を作成する。
- (4) 体調不良者へ、別紙1「避難場所での過ごし方」、別紙2「体調不良の方へ」、別紙8「新型コロナウイルス感染症の相談窓口」を渡す。
- (5) 緊急的な連絡先として受付の連絡先を伝える。
- (6) 体調不良の症状が、別紙8の2「新型コロナウイルス感染症を疑うとき」に該当する場合、コールセンター（積極ガードダイヤル 082-241-4566）を案内する。また、避難情報が解除された際には、早期に病院を受診することを促す。
※体調不良者が避難してきたことは区災害対策本部に連絡する。
- (7) 症状が急変した場合は、救急要請（119）するとともに、区災害対策本部に連絡する。
- (8) 定期的な検温を含む体調確認を行う。（朝、昼、晩の1日3回とし、晩は21時まで実施）
- (9) 体調不良者との接触については、マスクの着用、2m以上の距離を空ける、対応前後の手指の消毒を徹底する。

4 避難場所の運営

- (1) 可能な限り、30分に1回窓を開け、換気を行う。
- (2) 定期的に避難者に検温を勧めるとともに、体調不良者の有無を呼びかけ等により確認する。
- (3) 共用部分（特に施設の出入口、トイレの入口のドアの取っ手、蛇口）は、こまめに消毒を行う。
- (4) 車での避難を希望する場合、車の停車場所が土砂災害警戒区域外や浸水想定区域外であれば、状況等（避難場所に避難者が多い、ペットと同行避難をしているなど）に応じて、車での待機を認めるとともに、エコノミークラス症候群にならないように注意を促す。なお、可能であれば、名簿（個票）に必要事項（車種・車番含む）を記入していただく。
- (5) 避難場所にて地域の方（自主防災組織等）が協力を申し出た場合は、本紙「指定緊急避難場所における新型コロナウイルス感染症対応マニュアル」を一読していただき、必要な感染予防対策を講じうえで協力いただく。
- (6) 名簿（個票）を基に、名簿（一覧）を作成しておく。
- (7) どの場所にどの避難者が滞在しているかを配置図等により確認する。

5 避難場所の閉鎖

- (1) 避難場所の閉鎖に伴う清掃等については、区災害対策本部及び施設管理者と相談して行う。特に体調不良者が避難してきた場合など、消毒作業に伴う清掃（感染源となる廃棄物の処分も含む）は区災害対策本部の指示に従う。
- (2) 施設内の消毒を行う場合は、マスク、ゴム手袋を着用し、別紙5「建物内の消毒」を参考に行う。

6 参考

別紙6「指定緊急避難場所における新型コロナウイルス感染症対応フロー」

別紙7「指定緊急避難場所の開設・運営チェックリスト（感染症対策用）」

7 新型コロナウイルス感染症に関する注意事項

避難収容班として避難場所の対応に従事する職員は、自身が感染しないように以下の点に十分注意して従事すること。

- 自身の体調管理にも十分気をつけること。従事中に発熱、咳、強いだるさ、息苦しさ、味覚障害などが出た場合は、区災害対策本部に連絡するとともに、職員や避難者から離れて待機すること。
- 新型コロナウイルス感染症の一般的な感染経路は、「飛沫感染」、「接触感染」である。マスクや手袋の着用、こまめな消毒を行うなどの感染予防対策をするとともに、対面で長時間避難者等と話すことや、共用部分に触った手で口や鼻を触ることがないようにすること。

飛沫感染	・感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染する。
接触感染	・感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染する。

- 三密（換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、間近で会話や発声をする密接場面）を徹底的に避けるとともに、避難場所ですそのような場所・機会を作らないように注意する。
- 首相官邸 HP、厚生労働省 HP 等を確認し、新型コロナウイルス感染症の最新の情報を得る。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症に備えて ～一人ひとりができる対策を知っておこう～（首相官邸 HP）
 - ・ 新型コロナウイルス感染症に関する Q & A（一般の方向け）（厚生労働省 HP）

指定避難所における新型コロナウイルス感染症対応マニュアル

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、指定避難所（以下、「避難所」という）の運営は、各学区自主防災会連合会等が作成する「指定避難所運営マニュアル」や「指定緊急避難場所における新型コロナウイルス感染症対応マニュアル」を基本にしつつ、以下のとおり対応を行う。

1 従事するにあたって

- (1) 従事する際は、職員間の引き継ぎ、現地の関係者（自主防災組織や施設管理者等）との挨拶等を行ってから従事する。特に体調不良者がいる場合は、「傷病者連絡票」を活用して確実に引き継ぎを行い、別室や専用スペースの位置を確認する。
- (2) 従事前に発熱、咳、強いだるさ、息苦しさ、味覚障害などがある場合は、従事しない。
- (3) 従事中に(2)の症状が出た場合は、区災害対策本部に連絡するとともに、職員や避難者等から離れて待機する。

2 避難者の体調管理

- (1) 避難者の体調管理については、常に気を配っておくとともに、以下のタイミングにて体調確認（参考「簡易問診票」を利用するなど）と検温を行う。
 - ・ 食事の提供時
 - ・ 避難者が屋外から避難所に入る際
- (2) 発熱がある避難者や体調不良を訴えた避難者がいた場合は、「3 体調不良者への対応」に沿って対応する。

3 体調不良者への対応

- (1) 体調不良を訴えた避難者及びその家族の検温を行い、「避難者名簿」と別に、「傷病者連絡票」を作成する。
- (2) 別室（または体調不良者の専用スペース）に体調不良者及びその家族を案内する。
- (3) 緊急的な連絡先として受付の連絡先を伝える。
- (4) 区災害対策本部に情報提供を行う。
- (5) 体調不良の症状が、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」に該当する場合、区保健センターに連絡する旨伝えるコールセンター（積極ガードダイヤル 082-241-4566）に連絡するよう促すとともに、避難情報が解除された際には、早期に病院を受診することを促す。体調不良で自力での受診が困難な場合は、区災害対策本部に連絡し、その指示に従う。
- (6) 症状が急変した場合は、救急要請（119）するとともに、区災害対策本部に連絡する。
- (7) 定期的な検温を含む体調確認を行う。（朝、昼、晩の1日3回、晩については21時まで実施）
- (8) 体調不良者との対応後は、手指の消毒を徹底する。

4 避難所の運営

- (1) 避難所の運営は、自主防災会連合会等、市職員、施設管理者が連携して行うこととなっている。避難所の運営に携わる方には、「指定避難所における新型コロナウイルス感染症対応マニュアル」を一読していただき、必要な感染予防対策を講じたうえでお互いに協力して行う。
- (2) 可能な限り、30分に1回窓を開け、換気を行う。
- (3) 定期的に避難者に検温を勧めるとともに、体調不良者の有無を呼びかけ等により確認する。
- (4) 共用部分（特に避難所の出入口、トイレの入口のドアの取っ手、蛇口）は、避難収容班がこまめに消毒を行う。
- (5) 車中泊を希望する場合、車の駐車場所が土砂災害警戒区域外や浸水想定区域外であれば、状況等（避難所に避難者が多い、ペットと同行避難をしているなど）に応じて、車中泊を認めるとともに、エコノミークラス症候群にならないように注意を促す。
- (6) どの場所にどの避難者が滞在しているかを配置図等により確認する。

5 避難所の閉鎖

- (1) 避難所の閉鎖に伴う清掃等については、区災害対策本部及び施設管理者と相談して行う。特に体調不良者が避難していた場所など、消毒作業を伴う清掃は区災害対策本部の指示に従う。
- (2) 避難収容班が施設内の消毒を行う場合は、マスク、ゴム手袋を着用し、「建物内の消毒」を参考に行う。

避難場所での過ごし方 「感染症対策へのご協力をお願いします」

3つの密を避けましょう！

①換気の悪い 密閉空間

30分に1回は
換気する

②多数が集まる 密集場所

避難者同士の
距離を保つ

③間近で会話 や発声をする 密接場面

近距離での会話や
発声は最低限で

3つの条件がそろう場所がクラスター発生リスクが高い！！

マスクの着用の徹底

避難場所では、**マスクの着用**を徹底してください。食事中はできる限り、会話を控えてください。やむを得ず会話をする際は、必ずマスクを着用し、マスクを外した状態での会話は控えてください。

手洗いや咳エチケットの励行

避難場所で様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。こまめに手洗いし、咳エチケットを励行してください。

手指等の消毒の徹底

建物に入る時や飲食等の際には、**アルコール消毒剤**または**ウェットティッシュ**を使用して、手指の消毒を徹底してください。アルコール消毒剤は施設の入り口付近に設置しています。

健康状態の確認

避難後に下記の症状に当てはまる場合は、決して我慢することなく、速やかに運営管理者へご報告ください。

・風邪症状（発熱、咳等）、だるさ、呼吸困難、嗅覚・味覚障害

・体調不良の方やそのご家族への誹謗・中傷・差別は絶対にしないでください。

体調不良の方へ

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「避難場所での過ごし方」に加えて、以下のことについてご協力をお願いします。

- 1 職員との接触を極力減らすため、定期的な体調確認（朝、昼、晩の1日3回、晩については21時までに実施）や必要な物資等の提供はドア越しまたは2メートル以上の距離を保って行わせていただきますのでご了承ください。
- 2 施設の物品（机、いす、共用部分等）にはできる限り触れないようにしてください。
- 3 トイレは決められた場所の一番手前の便器をご使用ください。
- 4 以下の症状等があり、感染症が疑われる場合は、お住まいの区保健センターに連絡します。
 - ・ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
 - ・ 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
 - ・ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合（4日以上続く場合は必ず相談）
- 5 症状が急変された場合は、救急車（119）を要請することがありますので、ご了承ください。
- 6 避難情報が解除され、ご自宅に戻れるようになった際に体調不良が継続している場合は、コールセンター（積極ガードダイヤル ☎082-241-4566）にご相談の上、早めにかかりつけ医への受診をお願いします。
- 7 その他で連絡を取りたい場合や避難場所から退出される際は、区災害対策本部避難収容班（〇〇〇-〇〇〇〇）までご連絡ください。

○ 地域起こし推進課

- 新型コロナウイルス感染症を踏まえた事前準備（指定緊急避難場所の開設ボックス等の準備）

項目	✓
避難の状況により、追加で開設するスペース（別室等）の手順は整理されているか。	
体調不良者用の別室の段取り（どの部屋やトイレを使うか）は整理できているか。	
「指定緊急避難場所における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」は準備したか。	
マスク、消毒液、体温計、ゴム手袋、養生テープは準備したか。	
使用する場合は、受付用パーティション、簡易問診票を準備したか。	
体調不良者隔離用テントは準備したか。	
「避難場所での過ごし方」の文書は準備したか。（100 枚以上）	
「体調不良の方へ」の文書は準備したか（20 枚以上）	
避難者名簿、傷病者連絡票、建物内の消毒などの文書は準備したか。	
受付と避難者名簿の記入場所を分けることを検討したか。	
避難者が避難場所の運動場等に車で来た場合、危険区域を調べられるマップ等は準備したか。	

○ 指定緊急避難場所等の従事職員

- 受付準備

項目	✓
受付担当、体調不良者誘導担当を決めたか	
受付に、マスク・消毒液・体温計、ボールペン、避難場所での過ごし方、体調不良の方へ、避難者名簿、傷病者連絡票、指定緊急避難場所等配置図を準備したか。	
あれば、記載台、受付用パーティション、簡易問診票を準備したか。	
受付などの良く見える場所に、「避難場所での過ごし方」を掲示したか。	
体調不良者用の待機場所を確保したか（別室 or 隔離スペース）	
受付用の待機線（約 2 m ごと）を養生テープで表示したか。	
受付を行う職員は、マスクを着用したか。（状況に応じてゴム手袋を着用）	
必要な箇所に手指消毒液を配置したか。	

- 受付対応

項目	✓
避難者の体調を確認する	
体調が良好な場合は、受付の消毒液で手指消毒後、避難者名簿（個票）に記入してもらう。	
避難者名簿を受け取り、通し番号を振る。	
「避難場所での過ごし方」の文書を渡す。	
2 m 間隔を確保するよう、避難者を滞在場所へ案内する。（避難者に指示する。）	
（避難者が増え、間隔の確保が難しくなることが予想される場合は、災害対策本部へ連絡する。）	
できる限り、の配置図に通し番号等を利用して避難者の滞在場所を記入する。	
車で待機する避難者に対しては、定期的に体調を確認するとともに、エコノミークラス症候群の発症に関して注意を促す。	

- 体調不良者の対応

項目	✓
受付の消毒液で手指消毒後、避難者名簿に記入してもらう。	
避難者名簿を受け取り、通し番号を振る。	
非接触型体温計で検温し、測った体温を傷病者連絡票に記録する。	
「避難場所での過ごし方」、「体調不良の方へ」「新型コロナウイルス感染症の相談窓口」の文書を渡す。	
体調不良者専用スペースへ案内する。（別室が確保できない場合は、間仕切り等で区画された待機場所に案内する。）	
体調不良者の症状が急変する場合に備え、本人に受付の連絡先（000-0000）を伝える。	
症状の急変などを把握するため、定期的に状況確認を行う。	
感染症が疑われる者については、コールセンター（積極ガードダイヤル 082-241-4566）に連絡を促し、その指示に従う。また、区災害対策本部に連絡する。	

- その他

項目	✓
定期的に、施設の出入口、ドアの取っ手、共用物品を消毒するとともに、換気を行う。	
定期的に、避難者に体温測定を勧めるとともに、体調不良者の有無を呼びかけ等により確認する。	
各避難者がどこの位置にいるか把握している。	

新型コロナウイルス感染症の相談窓口

1. 相談窓口について

新型コロナウイルス感染症に関する症状や受診方法、不安な事などの相談にお答えする窓口を設置しています。

＜コールセンター（積極ガードダイヤル）＞

☎ 082-241-4566 （全日 24 時間対応）

2. 新型コロナウイルス感染症を疑うとき

「風邪かな？」と感じたらまず電話を

＜受診・相談の目安＞

- 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱などの強い症状 ⇒ すぐに
- 発熱や咳などの比較的軽い症状があり、下記に該当する
 - ・ 高齢、妊娠中、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患等）がある、免疫抑制剤等を服用している、透析を受けている ⇒ すぐに
 - ・ 上記以外で、症状が続く（4日以上は必ず）

※初期症状は様々であり、軽い風邪症状であっても早めの相談が大切です

※上記はあくまで目安です

かかりつけ医等、体調不良時に受診する医療機関があるか

ある方

かかりつけ医等の
医療機関

事前に電話をして受診

ない方

コールセンター
(積極ガードダイヤル)

(ニー・ヨン・イチ - ヨン・ゴー・ロク・ロク)

082-241-4566

【24時間対応】

最寄りの医療機関をご案内します

※新型コロナウイルス感染症の検査（PCR 検査等）については、医師が個別に判断します。

3. 参考（厚生労働省の電話相談窓口）

厚生労働省にも電話相談窓口が設置されています。

- 電話番号 0120-565-653 （フリーダイヤル）
- 受付時間 9時00分～21時00分 （土日・祝日も実施）

ひろしま避難誘導アプリ

避難所へGo!

ご利用は
無料

ひろしま避難誘導アプリ「避難所へGo!」は、
災害が発生する前に適切な避難行動を行っていただくための防災アプリです。
避難指示などの緊急情報はもちろん、現在地の危険度や、
最寄りの避難所へのルートを確認できます。

土砂災害警戒区域等の
ハザードマップが
確認できる

最寄りの避難所への
最短ルートがわかる

道を外れても
再検索して表示



配信情報

危険度の
確認



最寄りの
避難所へ



安否登録



防災
ハンドブック



避難所検索



防災情報
お知らせ



ダウンロードはこちらから

Google Play
で手に入れよう

App Store
からダウンロード



推奨環境

・Android/Android端末6.0以降
・iOS/iOS 10.0以降

((避難情報発令時))

避難情報の確認

自分のいる現在地に発令された避難情報を表示します。

高齢者等避難 危険度

避難指示

緊急安全確保

危険度
↓
高

※緊急安全確保は、必ず発令される情報ではありません。



危険度の確認

自分のいる現在地の危険度情報(気象情報、土砂災害警戒区域、洪水浸水区域等)を確認することができます。



防災ハンドブック

広島市防災普及啓発ハンドブック「たちまち防災」を見ることができます。災害への事前の備えや、災害時にとるべき行動など基本的な内容が掲載されています。

避難所検索

近隣の避難所を検索できます。

最寄りの避難所へ

現在地から、開設中の最寄りの避難所への最短ルートを表示します。表示されているルートを外れた場合や、通りたい場所を設定した場合には、新たなルートを表示します。



防災情報・お知らせ

防災情報を時系列で表示、確認することができます。

リンク一覧

ライフライン、公共交通機関、道路情報や気象情報などへのリンクをまとめています。

平常時

平常時は、天気予報や市からのお知らせを確認したり、避難所の検索や自宅から周辺の避難所へのルート表示など、災害への備えとなる情報の確認が行えます。



避難情報の発令や開設している避難所、気象情報の発表などの情報をメールやLINEでも伝えます。

広島市防災情報メール

登録用メールアドレスに空メールを送って事前登録をしてください。
entry@k-bousai.city.hiroshima.jp



広島市公式LINE

QRコードをカメラで読み取って友だちに追加し、受信設定で防災を選択しましょう。

